

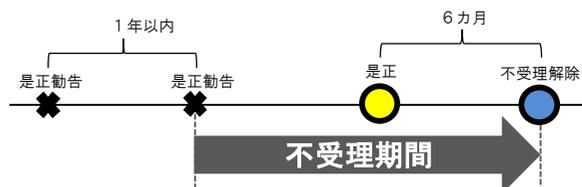
求人申込みの際のチェックシート

以下の違反行為のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

1. 労働基準法及び最低賃金法関係

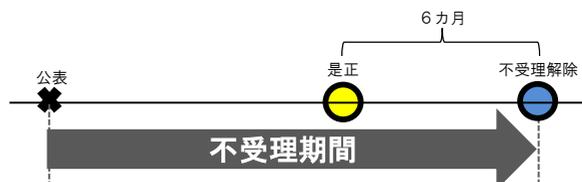
(1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



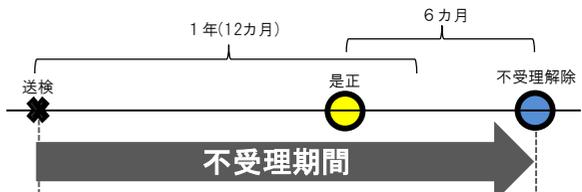
(2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



(3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 送検後1年が経過していない。
- c 是正してから6カ月が経過していない。

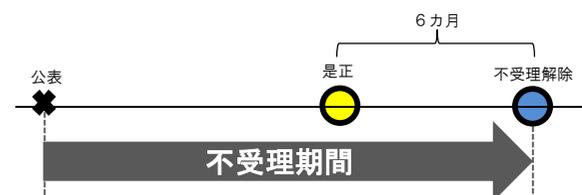


※送検後1年経過した時点で、**是正後6ヶ月未満**の場合には、**6ヶ月経過時点まで**不受理期間延長。

2. 職業安定法、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係

(1) 対象条項違反の是正を求める勧告又は改善に従わず、企業名が公表(※)され、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



※職業安定法第48条の3第3項、労働施策総合推進法第33条第2項、男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。

3. 項目1及び項目2共通

(1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、

- ①労働基準監督署による是正勧告を受けた
- ②需給調整事業課(室)による助言や指導、是正勧告を受けた
- ③雇用均等室による助言や指導、勧告を受けた

①②③のいずれかに該当する

その後について

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。

※求人不受理制度の内容や対象条項については、厚生労働省のリーフレット「改正職業安定法(求人不受理)について」によりご確認ください。